

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	884

2. 指名停止措置期間

令和6年8月30日 から 令和6年11月29日 3箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する物品・役務調達契約

4. 事実概要

青森市の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

なお、同社は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第6項に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内
第4条（指名停止の期間の特例） 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	